

提供年月日	令和元年12月23日
担当課	総務部総務課
担当者	新庄、加藤
連絡先	077-587-6038

野洲市資料提供

野洲市入札監視委員会における審議結果について (野洲特定空家集合住宅解体工事)

標記の件について、令和元年11月25日に開催した令和元年度第2回野洲市入札監視委員会において審議しました野洲特定空家集合住宅解体工事の審議結果について、お知らせします。

審議結果（結論）

①野洲市が指名した指名業者の選定の方法、②指名した業者11者中2者のみ応札していること、③予定価格に対して平均25%低く落札されている中、高止まりしており競争性が働いていないこと、④落札業者の解体工事の実績の4つの議題を含め審議いただいた結果、当該工事の発注について適切に処理されているとの判断をいただきました。【詳細については、別紙のとおり】

○ 野洲市入札監視委員会とは

市の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえた野洲市入札監視委員会設置条例（平成 27 年野洲市条例第 1 号）に基づき、学識経験者等により構成される入札監視委員会を設置し、市が発注した建設工事、委託業務等に関し、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行うものです。

○ 審議対象となった経緯

令和元年 10 月 11 日に入札しました野洲特定空家集合住宅解体工事について、10 月の全員協議会の場において、市議会議員の方から当該工事の入札について、以下の 4 つの質問が出されました。これを受けて、野洲市入札監視委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、当該工事について、質問を含めて審議いただくよう、市長より諮問したものです。

○ 質問事項（①～④）

- ① 野洲市が指名した指名業者の選定方法について
- ② 指名した業者 11 者中 2 者のみ応札していることについて
- ③ 野洲市が過去に発注した工事で、予定価格に対して平均 25%低くで落札されている中、高止まりしており競争性が働いていないことについて
- ④ 落札業者の解体工事の実績について

○ 審議結果

入札監視委員会での審議結果（市としての判断、委員からの意見）は、以下のとおりです。

① 野洲市が指名した指名業者の選定方法について

市：本工事は予定価格 1 億円未満の工事であることから指名競争入札により行っております。また、3 階建て以上の集合住宅の解体については、「建築一式工事」の許可を有する業者に発注することから、「建築一式工事」を有する業者へ発注しており、建築一式工事は野洲市建設工事入札参加者の格付及び選定基準（平成 29 年野洲市訓令第 16 号）に基づき格付け及び業者の選定をしていますので、選定基準に基づき 5 者、特殊工事につき本店を市外に有する業者 2 者及び滋賀県の建設工事等入札参加資格有資格者名簿の順位表を参考に県内に本店のある上位 5 者（1 者重複）、併せて 11 者を指名しています。

委員：アパートやマンションなどの規模の解体工事の場合、建築物の構造を理解した上で解体工事を行う必要があるため、「建築一式工事」の許可を有する業者へ発注することに問題はないと考える。また、指名業者の選定については、とくに問題なし。

②、③ 指名した業者 11 者中 2 者のみ応札があり、野洲市が過去に発注した工事で、予定価格に対して平均 25%低くで落札されている中、高止まりしており競争性が働いていないことについて

市：野洲市契約規則第 19 条で指名競争入札に付そうとするときは、その資格を有する者のうちから 5 者以上の入札参加者を指名するものと規定されています。本工事では 11 者指名しており、指名段階では指名業者の手持ち工事数などによる入札の辞退は把握ができないことから、指名を行う段階では十分に競争が働くものだと判断しています。

また、応札金額が高いことについて、直接工事費のうちアスベスト除去費が大きく占めており、設計金額の積算については、実施設計業者に委託しており、市においても積算し直しています。その予定価格と最低制限価格内での応札であり、適正な金額と判断しています。

委員：世間からの関心の高い工事であったためリスク回避を考えて辞退が想定でき、とくに問題なしと判断します。

④ 落札業者の解体工事の実績について

市：指名をする段階では、「建築一式工事」の特定建設業の許可を有する業者を指名していることから、解体工事の実績は加味せず指名しています。

委員：とくに意見なし。

委員：入札監視委員会としては、野洲特定空家集合住宅解体工事の入札について適切に処理されていると判断します。

野洲市入札監視委員会委員名簿

平成 31 年 4 月 1 日現在

氏名	所属・団体等	備考
野洲 和博	滋賀弁護士会	学識経験者
西川 美則	滋賀県建設技術センター 理事長	学識経験者
中村 明博	滋賀県司法書士会	学識経験者

敬称略